

氏名(国籍)	ピーター カリウキ カマウ (ケニア)		
学位の種類	博士(社会工学)		
学位記番号	博甲第3677号		
学位授与年月日	平成17年3月25日		
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当		
審査研究科	システム情報工学研究科		
学位論文題目	Factors That Affect Self-build Housing in Nairobi, Kenya (ケニアナイロビにおけるセルフビルド住宅の成立要因に関する研究)		
主査	筑波大学教授	博士(農学)	横張 真
副査	筑波大学教授	工学博士	大村 謙二郎
副査	筑波大学助教授	Ph. D. (地域科学)	有田 智一
副査	筑波大学講師	博士(工学)	斎尾 直子
副査	筑波大学講師	博士(経済学)	山鹿 久木

論文の内容の要旨

発展途上国の大都市では、とくに第二次大戦後、農村部から都市への急速な人口集中の結果としての、慢性的な住宅不足を共通の課題としてかかえてきた。加えて近年では、経済の停滞による財政難等の理由から、公的機関による住宅供給が滞り、かわって不法占拠者らによる劣悪な住宅地が大量発生するという、深刻な社会問題も頻発するようになってきている。本研究は、こうした事態に直面するケニアのナイロビをケーススタディに、特別宅地認可制度のもと、居住者自身の手により建設されるセルフビルド住宅の成立要因を、制度および経済的な背景から解明するとともに、建設・入居者や担当部局への調査を通じてその建設実態を明らかにし、以上にもとづき、セルフビルド住宅を積極的に位置づけた住宅政策のあり方についての提言をまとめたものである。

論文は全体で6章より構成されている。

第1章は序章として、本研究で用いられる用語の定義や既往研究の整理がなされ、研究目的や研究構成が述べられている。

第2章では、本研究の背景として、発展途上国における住宅供給に影響を与える要因が整理されている。具体的には、まず発展途上国における住宅開発にかかわる社会的、経済的な構造の特徴が整理され、続いて、住宅政策上の特徴が概説されている。

第3章では、本研究のケーススタディであるケニア・ナイロビ市について、その発展過程が概説され、とくに1960年代半ば以降の発展が急速であったことが述べられている。

第4章からが本研究の本題にあたる。ここではまず、ナイロビ市内の5箇所の調査地区における、セルフビルド住宅の所有・居住者や各種団体を対象とした実態調査の結果にもとづき、セルフビルド住宅の特徴が、土地所有形態、道路や水道などのインフラ整備、社会基盤整備、資金調達、さらには社会福祉団体の役割等の各側面から述べられている。とくに、セルフビルド住宅の建設にあたっては、社会福祉団体の存在が重要であることが結論づけられている。

第5章では、セルフビルド住宅の建設に影響を及ぼす要因に関する解析がなされ、土地の所有権が最も大きな影響をもつこと、ついで水道、交通、資金といった要因の影響が大きいことが述べられている。

最終の第6章では、本研究全体の結論として、第5章までの検討結果をもとに、セルフビルド住宅を積極的に位置づけた住宅政策のあり方についての提言をまとめている。とくに、住宅の安全性や各種基盤整備、資金調達といった各側面からみて、社会福祉協会を公的な組織として成立させることが、セルフビルド住宅の建設を促進・安定化させるための鍵となるものと結論づけている。

審 査 の 結 果 の 要 旨

本論文は、発展途上国の大都市におけるセルフビルド住宅の成立要因と、同住宅を積極的に位置づけた住宅政策のあり方についての提言をまとめた研究であり、以下の点が新たな貢献として要約できる。

- 1) 従来、必ずしも明確に把握されてこなかったセルフビルド住宅建設の実態やその問題点について、アンケートやヒアリングによる建設・入居者への丹念な調査結果にもとづき、具体的かつ定量的に把握した
- 2) セルフビルド住宅建設に際しては、とくに家屋本体の安全性や道路、水道等の社会基盤整備に対して社会福祉協会が重要な役割を担っており、今後の同住宅建設の促進のためには、社会福祉協会が公的な組織となるべく制度面での整備が必要であることを解明した
- 3) 資金面においては、社会福祉協会が担保主体となる集団債権制度を導入することで、セルフビルダーに対する融資の改善を図ることが提案された

以上、本研究は、ケニアのナイロビをケーススタディに、発展途上国の大都市における住宅不足問題に対する現実的な回答としてのセルフビルド住宅について、その成立要因と政策提言を体系的に論じた点が高く評価できる。セルフビルド住宅のもつ本質的な問題点である基盤整備の立ち遅れにどう対応するか、本研究が各種問題解決の鍵として指摘する社会福祉協会の具体的なあり姿とはどういうものか、などの点について、より一層の議論が望まれるものの、総じて学術的な独創性と社会的な有用性を兼ね備えた研究であり、学位論文として十分な内容をもつと判定する。

よって、著者は博士（社会工学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。